

重点課題別評価

I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

日本では男女共同参画社会基本法が誕生して以来、今年で 20 年になろうとしているが、未だに「女性だから、男性だから」という男女の固定的性別役割分担意識が未だに根強く残っていると言わざるをえない。性別にとらわれず、市民のひとりひとりが社会の構成員として自らの意思により、いきいきと個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめていかなければならない。

今回の評価では、委員会において高い評価を示しているものが多数ある一方、担当課評価に対し、委員会評価が低い項目がある。また、前年と比べ低い評価を下された項目に関しては理由を追求していくことが望まれる。これまでの評価と本年の評価を生かし、市民のニーズをどのようにしたら掌握できるかを検討していただきたい。

(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

学習人材情報の登録者を見ると、女性が約半数を占めており女性の地域活動への意識向上が窺える。

情報誌「パリテ」の内容や見易さは年々向上している。今後はターゲットの明確化・配布場所・SNS の閲覧をどう増やすか、どうやって周知していくかが課題であると考えられる。

特に SNS においては、Twitter、Facebook、Instagram 等、使用されているアプリケーションにより年齢層が異なることもあり、それらを分析し情報を届けるターゲットを明確化できる。

また、「パリテ」を発行するだけでなく具体的な数値目標を設け、実際に手に取り内容に目を向ける市民が増える様な工夫も考えていかなければならない。

「パリテまつり」においても、バラエティーに富んだ講座が企画されている。今後も幅広い年齢層の多くの市民が参加することにより男女平等参画について発信されることが望ましい。

(2) 男女平等に関する学習機会の提供

数多くの魅力ある講座が開催されている。その中で父親支援事業の成果が上がっていることは高く評価できる。これらの講座が市民に更に浸透するような周知方法の工夫と、講座内容の質の向上を期待したい。また、保育付きの講座が増えたことで育児期の女性の参画につなげることができている。

一方で、「男女平等参画」の意識に関する蔵書が薬 1,000 冊あるが貸し出された図書は 234 冊と、前年に比べると増加はしたが今後も図書の配置を工夫するなど市民が手に取りやすい環境を整えることも重要である。

(3) メディア・リテラシーの普及と教育

市内においてガイドラインや事例集の周知に努力されているが、今後は市民への普及が課題と思われる。

今後、「メディア・リテラシー」に関する講座を開催することが検討されている。積極的に多くの市民が学べる講座が開催されることに期待する。

委員会評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	6	5	4	0
H 2 7 年度	8	3	4	0
H 2 8 年度	8	7	0	0
H 2 9 年度	8	7	0	0
H 3 0 年度	8	6	1	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	9	3	3	0
H 2 7 年度	9	2	4	0
H 2 8 年度	12	3	0	0
H 2 9 年度	12	3	0	0
H 3 0 年度	12	2	1	0

I-6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

地球環境の変化によるものなのか、ここ数年一部地域に集中した豪雨により土砂災害や河川の氾濫による災害が日本各地で起こっている。災害は地震だけに限らないと思われ知らされる。西東京市内に大きな山や川は無いが、雨水が最終的に流れ着く川が既に溢れてしまったなら低地に逆流して来る事が想像できる。その様な事が起こるかもしれないと考え、危機管理室と協力しながら各小中学校の避難所運営協議会の平時での活動に期待する。と同時に、市民一人ひとりが自分の命を自分で守る意識付けが必要ではないだろうか。そのためにも全市民に配布される市報を有効活用し、平時の備え・いざという時の行動・避難所の確認等、折に触れ啓発して頂きたい。避難所に全市民が収容出来ない事も事実だ。多くの現役世代が不在の時間帯であっても、その時市内に居る人達が、男性であっても女性であってもリーダーシップを発揮し 20 万人の安全を守るには何が必要なのか行政と市民が知恵を出し合う必要がある。

(1) 防災対策における女性の参画拡大

防災会議がどのような立場の方々からなり、どのような話し合いがもたれているのか市民への情報の共有はなされていない。せめて避難所運営協議会で、市民に求められている課題や行政が関わって取り組んでいる内容等を明示してはどうかと思う。単年度持ち回りのような避難所運営協議会の構成メンバーもいるが、小中学校の保護者として関わった方々も被災時を想定した視点での意見を出し合い、引き継いで欲しい。どの避難所を選んでも、最低限の備えが男女共に届けられるようにするにはどんな会議を持てば良いのか危機管理室の指導に期待する。

(2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

過去の被災した地域での避難所でのトラブルを聞くたびに、やはり女性の視点は欠かせないと感じる。特に妊婦や乳幼児連れ、高齢者の方々への配慮や備蓄品の準備等、女性だからこその気付きがあると思う。力仕事や安全確認、物資の運搬など男性が得意な部分もある。ハード面、ソフト面をお互い協力しながら、有事を乗り越える事が理想だ。そうなるためにも、各課、民生委員、支援団体、避難所運営協議会等に多様な市民の参加が求められる。

委員会評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	0	6	2	0
H 2 7 年度	1	6	2	0
H 2 8 年度	1	7	0	0
H 2 9 年度	1	2	5	0
H 3 0 年度	0	4	4	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	2	5	1	0
H 2 7 年度	2	5	1	0
H 2 8 年度	1	7	0	0
H 2 9 年度	1	7	0	0
H 3 0 年度	1	7	0	0

II - 2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の前文には男女平等の実現を妨げる最大の要因は女性に対する人権侵害であり、中でも女性に対するあらゆる暴力であると明記されている。国際社会の中で女性への暴力は根絶されるべきものであり、人権の尊重の視点でのあらゆる分野の取り組みは重要である。

その観点から子どもの頃からの男女平等推進の視点に基づいた人権教育の必要性があり、学校での現場において課題への取り組みが行われていること、また多様な性に対する理解などの講座等を実施し、人権に対する裾野をひろげていることを評価し、今後は小学校などへ出前講座を実施するなど普及にむけて積極的に取り組んで欲しい。

配偶者等からの暴力防止、被害者の支援に関しては、西東京市男女平等に関する市民の意識に関する実態調査（平成30年）によるとDV防止法が成立して19年間に理解・相談機関の認知度等もたかまってきているように思える。これはあらゆる機会をとらえて啓発活動（講座、情報誌の発行）を提供してきた結果だと思える。今後はさらなる周知を目指し、人目を引く、わかりやすい広報活動、そしてWEB等を様々な媒体の検討も必要に思える。

また、DV被害者支援に対する具体的な取り組みとしては、西東京市の相談機関の認知度は4割弱と他市に比べて高いように見え、相談体制は真摯に取り組んでいるように見受けられる。今後は様々な当事者の相談を受けることになるように見え、中でも多文化共生センターとの連携の中で外国籍の方への支援は益々必要となり、より良い支援ができる体制づくりをはかっていただきたい。

また当事者の抱えている具体的な問題解決のためには庁舎内の連携体制は必須といえる。そのためのワンストップサービスの実施、仕組みづくりを充実させて欲しい。

DV被害の問題は老若男女等全ての人に関わる人権問題である。被害者にならないためにも未然防止という視点からのデートDV防止のための講座やPR誌などの取り組みは評価するとともに実際に被害にあった当事者が相談できる場所の確保と広報を積極的に取り組んで欲しい。児童虐待防止法にも明記されている子どもの前での面前DV、DV被害の裏には子どもの虐待と子どもの人権の保障という視点からもDVを根絶する必要がある。

そのため女性に対する暴力なくす運動週間、男女共同参画週間等においては児童虐待防止ともリンクさせ、周知することにより女性を守る、子どもの守る、様々な弱者の人を守る事が人権尊重の輪に広がり生まれるように思える。

相談体制の充実が図られている中、そして組織内でも連携がより必要となるための今後は連携体制の中での情報の共有化、研さんを行う必要性が生じてくるように思う。担当者は煩雑な業務を抱えながらの事例検討、研修等になると思う。現場担当者が疲弊しないような仕組みづくりを検討し、今後もよりよい支援体制継続して行っていただきたい。

委員会評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	23	11	0	0
H 2 7 年度	24	10	0	0
H 2 8 年度	30	4	0	0
H 2 9 年度	31	1	2	0
H 3 0 年度	30	3	1	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	24	10	0	0
H 2 7 年度	28	6	0	0
H 2 8 年度	28	6	0	0
H 2 9 年度	30	3	1	0
H 3 0 年度	28	5	1	0

Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

2007年に政労使の合意により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章が策定された。憲章の前文では、「我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」とある。

それから10年以上たち、ワーク・ライフ・バランスの推進は図られているもの、その社会的要請、重要性は益々高まっており、ワーク・ライフ・バランスの意識づくりという本重点課題に対する期待は大きい。その本重点課題であるが、3つの施策、8つの事業、11の担当課計画から成り立っており、第3次計画の最終年度であるため、今年も進捗に重点をおいた評価をした。委員会評価の結果としては、昨年度評価のBが7個、Cが4個からやや改善し、Aが1個、Bが6個、Cが4個となった。

啓発、情報提供という施策が多いなか、積極的にセミナーの開催がなされており、女性の多様な働き方の推進や、男性の家事や育児への参加の推進に繋がるセミナーなど、素晴らしい取り組みが多い。

一方で、毎年の指摘であるが、依然として種々の情報提供が、「ポケット労働法の配布」に集約されてしまったことは残念である。なぜ何年も改善されないのか理解に苦しむ。年に数回のセミナーのみでなく、日ごろの意識づくりにつながる情報提供資料について、改めて検討していただきたい。

委員会評価	A	B	C	D
H26年度	3	5	3	0
H27年度	4	7	0	0
H28年度	6	5	0	0
H29年度	0	7	4	0
H30年度	1	6	4	0

担当課評価	A	B	C	D
H26年度	3	5	3	0
H27年度	5	6	0	0
H28年度	7	4	0	0
H29年度	2	8	0	0
H30年度	1	9	1	0

IV-1 男女平等推進センターパリティの事業の充実

男女共同参画社会基本法の制定（1999年）以来、国、地方自治体において様々な男女共同参画のへの取り組みが行われてきた。西東京市においても男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画を策定し対策を実施してきたところである。第3次計画期間内においても、事業内容の充実など着実に成果を重ねてきたと評価できる。次期計画においても目指す男女平等社会の実現に向けて今後も継続的に取り組んでいく必要がある。その中で、パリティで実施されている様々な普及啓発活動、情報発信等は大変重要な取り組みであり、引き続き着実に実施されていくことを期待する。

- (1) 女性相談（婦人相談を含む）については、年間約 1,000 件の相談があり市民のニーズが高い。今後は男性相談も含めた、利用者の多様で専門的なニーズに迅速に応えられるよう、相談体制を充実されたい。
- (2) 各種講座の開催については、男女平等参画に関わる様々な問題についてテーマを設定し、多くの市民が参加している。また、LGBTに関する新たなテーマにも取り組まれた。今後も参加者の意見や要望を参考に、男女平等意識につながる講座を実施されたい。
- (3) 情報収集、情報発信については、図書、資料の収集、充実が図られている。また、貸出数も前年度に比べ増加している。引き続き施設の案内や事業の紹介などのPRを強化されたい。また、情報誌パリティを通じ多くの市民に関心を持ってもらえるような普及啓発活動を進められたい。
- (4) パリティまつりについては、運営に市民が参加するなど、行政と市民が共同で開催する大変よい取り組みである。このようなイベントを通じさらに多くの市民に男女平等参画社会実現にむけた市の取り組みの紹介や男女平等意識の普及に努められたい。

委員会評価	A	B	C	D
H26年度	4	1	1	0
H27年度	5	1	0	0
H28年度	3	3	0	0
H29年度	4	2	0	0
H30年度	5	1	0	0

担当課評価	A	B	C	D
H26年度	5	1	0	0
H27年度	5	1	4	0
H28年度	3	3	0	0
H29年度	5	1	0	0
H30年度	5	1	0	0